

被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

民間金融機関との取引に関する相談

令和6年能登半島地震 金融庁相談ダイヤル

「手元に通帳・カードがない」「借入れについて相談したい」など民間金融機関との取引に関するお問合せ・ご相談を受け付けます。

- 電話受付(平日10:00～17:00)
フリーダイヤル **0120-156811**
※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- メール受付(24時間) saigai@fsa.go.jp



国税の申告・納付等の期限の延長

石川県・富山県を対象に、すべての国税について、令和6年1月1日以降に到来する**申告・納付等の期限を延長**しています。このほかにも、災害にあった場合、①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがあります。

詳しくは国税庁ホームページの「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。



相続放棄等の熟慮期間の延長

相続人は、被相続人の死亡により、被相続人の一切の財産(不動産、預貯金等の資産、借金等の債務)を相続することになります。

ただし、被相続人の財産を調査し、借金等の債務を引き継ぎたくないときは、「**相続放棄等**」(相続放棄、限定承認(相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐこと))をすることができます。

令和6年1月1日において、令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村に住所を有していた相続人の方々は、「**相続放棄等**」をすることができる期間(熟慮期間)が**令和6年9月30日まで延長**されます。

- 問い合わせ先：法テラス災害ダイヤル
フリーダイヤル **0120-078309**
平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

保険証・マイナンバーカードの提示がなくても保険診療が受けられます。

- 対象者：被災により、保険証等を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方
- 対応：医療機関等の窓口で、①氏名、②生年月日、③連絡先(電話番号等)、④加入している医療保険(勤め先の情報など)を申し出ることにより受診可能

現金がなくても保険診療が受けられます。

- 対象者：次の(1)(2)の両方に該当する方
- (1)「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合・共済組合※に加入している方
※詳しくはご加入の保険者にお問い合わせください。
- (2)次のいずれかに該当する旨を申し出た方
- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

薬が手元になくて、お困りの場合

いつも服用している薬が手元になく、お困りの場合には、医師、薬剤師、保健師、看護師などにご相談ください。医療機関によってはオンライン診療を行っていたり、医療チーム等が各避難所を巡回していますので、ご相談ください。



この内容は政府広報オンラインにも掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますよう、お願いいたします。

政府広報オンラインでは、この内容を音声でもお聴きいただけます。